平成２１年（フ）第１５８３号
広島市中区榎町４番11―404号
債務者　前浜　秀介
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８６号
広島県安芸郡府中町桜ヶ丘14番16号
債務者　大町　一恵
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８７号
広島市中区江波栄町６番10―201号
債務者　尾本　晶子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０号
愛媛県宇和島市吉田町裡町82番地２、前住所愛媛県宇和島市大超寺奥乙316番地１
債務者　中津美智子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２０４号
北海道小樽市桜３丁目５番７号
債務者　山田千鶴子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０５号
北海道小樽市清水町22番10号、前住所札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番28―403号
債務者　鎌田　淳一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１１４号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目１番34号
債務者　坂口　　満
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１２１号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字北寄井54番地
債務者　猪股　英恵
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１２３号
宮城県白石市大平森合字鹿ノ前43番地２
債務者　松浦　幸美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３３４号
秋田市桜１丁目６番50号
債務者　田口智恵子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０７号
秋田県鹿角市花輪字三日市48番地
債務者　関　クミ子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２３７号
福島県伊達郡川俣町大字秋山字近舘１番地
債務者　高橋　澄人
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５３号
福島市宮代字宝田前５番地の３　第一たから荘１号室
債務者　田牧　義仁
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
川崎市川崎区浜町３丁目５番７号　芳枝荘
債務者　小林　敏三
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3567番地２
債務者　児玉二士子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3567番地２
債務者　竹内　克好
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第９３号
長野県茅野市玉川3639番地５、前住所長野県松本市大字中山1020番地４
債務者　西村由紀子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５４５号
岐阜市野一色４丁目３番３―303号　ロイヤルマンション岐阜
債務者　岩﨑　圭司
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所